



緑の苑調査特別委員会 調査結果報告

平成19年6月に成立した自治体財政健全化法では新たな4つの判断指標が導入され、一般会計はもとより、特別会計、企業会計も含めた財政運営状況が監視対象に加わり、平成20年度決算から法の適用を受ける。このことは法律により地方自治体の財政運営が健全化義務を負うこと意味しており、これまで以上に抜てきしている。

このような状況の中で、美幌町の極めて厳しい財政状況を考えると、独立採算が基本である緑の苑の運営収支の不足額を、一般会計からの繰出金により補てんし続けていくことは決して望ましい事

11月臨時会では、緑の苑の運営等に関する調査を行うため、3月定例会で設置した美幌町立特別養護老人ホーム緑の苑調査特別委員会（杉原重美委員長）から、調査結果の報告がありました。

運営継続には 徹底した経営努力を

町の高齢者福祉施策の中心的施設であることに加え、高齢化が進む状況下にあって、その機能と役割は一層高まるものと推察される。

①待機者対策について
多くの待機者がいることにより、今後も入所希望者の増加が見込まれるため、第4期（平成21年度から23年度）の北網圏域の広域介護老人福祉施設整備計画の枠配分を強く求めながら、最大限の増床に努めるべきと考える。

②多床室の確保について
国の補助採択要件が個室ユ

現施設の改築時に配慮すべき事項は

なお、経営主体にかかわらず、現施設の改築が必要となる場合に配慮すべき事項を次とおり示すこととしたい。

③低所得者対策について
二つに限られるとは認識するものの、多床室の有効性も否定はできないことから、一定割合の多床室が必要と考える。

居住費の増額分（ホテルコスト）については、生活保護を含めた低所得者も入所できるよう、何らかの負担軽減措置を講じるべきと考える。



委員長からの口頭報告

このため、現施設の運営継続にあたっては、これまで以上に徹底した経営改善努力を内において最小限に抑えつつ、将来における運営形態について、多様な選択肢を十分かつ慎重に検討すべきものと考える。

①経営主体が町営又は民営にかかわらず、保険事業者として提供される介護サービスの内容に差はない。

②人口の減少、少子高齢化に伴う地方交付税の削減、景気低迷による町税収入の伸び悩みなど、町の財政運営は益々厳しさを増す。

③現施設の改築や経営主

決19
年
度

一般・介護サービス会計を不認定

栄養ケア・マネジメント加算の未実施で



**緊張感を抱いて
町民に最良の施策を講じるよう
職務態勢の強化を**

会計別	当初予算額	決算額
一般会計	歳入 92億7,969万1千円	98億9,559万2,725円
	歳出 92億7,969万1千円	98億2,006万2,163円
	残	7,553万562円
国民健康保険	歳入 27億3,700万7千円	29億7,843万1,012円
	歳出 27億3,700万7千円	29億3,509万2,046円
	残	4,333万8,966円
老人保健	歳入 24億8,221万2千円	23億8,068万6,955円
	歳出 24億8,221万2千円	23億8,020万8,515円
	残	47万8,440円
介護保険	歳入 11億7,653万4千円	12億2,213万6,774円
	歳出 11億7,653万4千円	11億9,052万1,921円
	残	3,161万4,853円
介護サービス	歳入 3億9,831万2千円	4億352万3,775円
	歳出 3億9,831万2千円	4億332万3,745円
	残	20万30円
公共下水道	歳入 11億3,230万4千円	20億8,988万3,873円
	歳出 11億3,230万4千円	20億8,796万7,765円
	残	191万6,108円
個別排水処理	歳入 7,956万1千円	7,737万4,607円
	歳出 7,956万1千円	7,635万1,367円
	残	102万3,240円

一般・特別会計

一般会計等決算審査特別委員会（大原昇委員長）に付託された決算は、緑の苑において栄養ケア・マネジメント加算を早期導入でき得たにわかわらず見送つたことを理由に、一般会計及び介護サービス特別会計の両会計を全会一致で不認定に、他の特別会計は審査意見を付して認定に、それぞれ委員会の報告どおり決定しました。決算が不認定となるのは初めてのことです。

審査意見

財源を繰り出している一般会計についても不認定とする。

財政運営計画の集中改革期間の最終年度として、人件費の抑制や事務事業の見直しを行なうことで収支不足の解消に努めるなど、一定の成果はあつたものと評価する。

今後は、すべての部門にわたつて町財政の現状を十分に認識し、緊張感を抱いて町民にとって最良の施策を講じらるよう、職務態勢の強化を図るべきである。

国の三位一体改革により町税が増加となつた反面、歳入減、長引く景気低迷により町財政は一段と厳しさを増すことが予想される。引き続き町民の理解と協力を得ながら行財政改革を着実に推進し、搖るぎない財政基盤を構築すべく、一層の努力を求めたい。

介護サービス特別会計については、介護保険法の改正により創設された栄養ケア・マネジメント加算を早期導入で得たにもかかわらず、判断的取り組んでこなかつたことは、町民の信頼を大きく損なうものであり、全会一致で不認定とする。したがつて

条例の一部改正

町長・副町長の給料を減額

栄養ケア・マネジメント加算問題で

①年間契約及び引き継ぎ期間を要する保守点検業務等の契約については、会計年度独立の原則から年度開始初日に契約しているが、現実的には速やかに実施すべき。

③年間契約及び引き継ぎ期間を要する保守点検業務等の契約については、会計年度独立の原則から年度開始初日に契約しているが、現実的には速やかに実施すべき。

10月減額するもの。減額後の給料月額は、町長67万3,200円、副町長58万7,880円にして、11月支給の給料月額を

④質疑の中から
答：不適切な行為に対する注意を喚起するため、審査委員会の答申に基づき関係職員5人を警告処分とした。
答：実務上の責任は部長にある。町長等の処分に比べると軽すぎるのではないか。

答：公平性を期すため、処分のあり方は審査委員会で

判断している。緑の苑の経営移譲問題にも混乱を招いたことから、行政の最高責任者として減給条例を提案した。

平成19年度水道・病院事業会計決算

		当初予算額	決算額
水道事業	収益的収入	4億8,933万1千円	4億8,536万898円
	収益的支出	4億6,272万5千円	4億4,516万9,170円
病院事業	資本的収入	1,582万7千円	2億6,579万1,634円
	資本的支出	2億8,280万7千円	5億2,451万5,210円
病院事業	収益的収入	15億1,348万1千円	15億4,038万1,305円
	収益的支出	17億6,712万6千円	17億152万3,851円
病院事業	資本的収入	6,533万5千円	6,511万2,000円
	資本的支出	9,863万1千円	9,818万4,145円



企業会計

企業会計決算審査特別委員会
(横関望吉応委員長)に付託された水道及び病院事業会計の決算は、審査意見を付して認定に、委員会の報告どおり決定しました。

安定的な経営基盤確立に一層の経営努力を

II 水道事業

将来にわたり安定給水を確保するため、経営の長期安定化に向けて人件費の抑制や外部委託の推進等、事務事業見直しの成果が見受けられる。また、高利率の公営企業債を繰り上げ償還するなど、収支改善に向けた積極的な取り組みを評価する。しかししながら、環境に対する意識の高まりや景気低迷による企業活動減退に伴う水需要の減少、さらに、現有施設の維持管理にも相当額の財政資源が見込まれるなど、水道事業を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増すことが予想されるため、効率的かつ安定的な経営基盤の確立に向け、なお一層の経営努力を望むものである。



本多 忠夫 氏(新任)

稲美100番地の170

監査委員の選任

町民の命を預かる公的医療機関であることを認識し、町民の信頼に応える地域に根ざした病院運営を望むものである。

一方で、過年度分の未収金の増加や外来収益の減少など、依然として厳しい経営環境にあることに加えて、今後、眼科診療の派遣医対応に伴う減収、入院基本料の見直しも予想されることから、なお一層の経営努力が求められる。

平成15年度以降、引き続いて一般会計からの不採算繰り入れが解消されたことは、経営改善に向けて職員が一丸となつて取り組んできた成果であり、高く評価する。

町民の信頼に応える地域に根ざした運営を

II 病院事業

こんなことを決めました

町税条例の一部改正

個人住民税の寄附金控除の対象となる法人を整理するため、所要の改正を行うもの。

一般会計補正予算

1419万4千円を追加し、

総額95億720万8千円に。灯油価格の高騰が町民の生活に大きな影響を与えていることから、昨年に続いて福祉

灯油を実施するために855万円の増額などを。
①65歳以上の高齢者、②ひとり親、③障害者の非課税世帯及び生活保護世帯を対象に、1世帯5千円を上限に助成するもの。前年度は灯油に限つての助成であったが、20年度は石炭、まき、ペレットも助成対象に。

手数料徴収条例外25条例の一部改正

公平負担と財政的収入確保の観点

から使用料・手数料を全般的に見直し、26件の条例を改正するもの。平成21年4月1日施行。



使用料・手数料の改正

特別委員会を設置、閉会中の継続審査に

広く町民に負担を求める重要な議案であることから、議長を除く全議員13人で構成する特別委員会(古館繁夫委員長・大江道男副委員長)を設置し、慎重に審査することとなりました。

(審査結果は
2~3頁に掲載)

指名競争入札により、6825万円で宮田・芙蓉特定建設工事共同企業体と契約。瑞治及び報徳の町道150mを改良工事するもの。工期は平成21年8月23日まで。

第131号道路外3改良工事

=代表監査委員の辞任・栄養ケア問題=

大江議員 代表監査委員が任期中に辞任した。その理由は、議会選出の平野監査委員が、19年度決算を適正と認めてもかかわらず、9月定例会の一般質問において町の姿勢を厳しく追及した行為に対して、責任を感じての辞任である。この事態を招いた当事者としての見解を伺いたい。

大江議員 ①栄養ケアは19年度決算の監査事項ではないとの認識か。

②町長に対する善管注意義務違反で損害賠償責任もあると指摘してきたが、その考え方には変わりはない。

③管理栄養士の配置が栄養ケア加算の要件であるとの見解を示しているが。

に対する質疑

大原議員 決算審査特別委員会が不認定とした問題を、なぜ、行政監査したのか。

平野監査委員 監査委員は必要なときに必要な監査を行える立場にある。緊急性があるで行政監査を行った。

大原議員 緊急性があると判断した理由を伺いたい。

平野監査委員 緊急性の有無は私自身の考え。必要性を感じたので行政監査した。

大江議員 ①合議制を無視し行政監査は恣意的なもの。監査制度への信頼を失墜させないと考えている。

橋本議員 代表監査委員が辞任した中で、1人でも行政監査すべきと判断した理由は、監査委員は独立性を持つている。1人での監査であっても不法な行為にはあたらない。

平野監査委員 算定可能時期と断定しているが、ケア計画作成や重要事項説明などの要件をクリアしな

松浦議員 決算審査における聴き取りや一般質問、議員協議会など、発言には多くの食い違いがある。

平野監査委員 緊急性があるで行政監査したのだが、代表監査委員が欠けていたので私一人での判断となつた。

平野監査委員 事前に相談されてもなく、答弁するものを持ち合わせていない。

再 公職にある監査委員は答弁する義務がある。

平野監査委員 監査委員は独立した立場にある。コメントする立場にない。

大江議員 ①栄養ケアは19年度決算の監査事項ではないとの認識か。

②町長に対する善管注意義務違反で損害賠償責任もあると指摘してきたが、その考え方には変わりはない。

③管理栄養士の配置が栄養ケア加算の要件であるとの見解を示しているが。

に対する質疑

大原議員 決算審査特別委員会が不認定とした問題を、なぜ、行政監査したのか。

平野監査委員 監査委員は必要なときに必要な監査を行える立場にある。緊急性があるで行政監査を行った。

大原議員 緊急性があると判断した理由を伺いたい。

平野監査委員 緊急性の有無は私自身の考え。必要性を感じたので行政監査した。

大江議員 ①合議制を無視し行政監査は恣意的なもの。監査制度への信頼を失墜させないと考えている。

橋本議員 代表監査委員が辞任した中で、1人でも行政監査すべきと判断した理由は、監査委員は独立性を持つている。1人での監査であっても不法な行為にはあたらない。

平野監査委員 算定可能時期と断定しているが、ケア計画作成や重要事項説明などの要件をクリアしな

松浦議員 決算審査における聴き取りや一般質問、議員協議会など、発言には多くの食い違いがある。

平野監査委員 緊急性があるで行政監査したのだが、代表監査委員が欠けていたので私一人での判断となつた。

平野監査委員 事前に相談されてもなく、答弁するものを持ち合わせていない。

大江議員が

緊急質問

栄養ケア実施に至るまで

◇17年10月1日

- ・介護保険法の一部改正
(栄養ケアの制度化)

◇19年4月1日

- ・給食献立業務を民間委託
(実施に向けた準備を開始)

◇19年4月15日

- ・緑の苑家族会総会
(町が実施に向けた考え方を説明)

◆20年8月26日

- ・緑の苑調査特別委員会
(町が実施に向けた考え方を説明)

◇20年9月1日

- ・監査委員が決算審査意見書を提出

◆20年9月3日

- ・緑の苑調査特別委員会
(町が実施に向けた考え方を説明)

◆20年9月17日

- ・9月定例会第2日目
(平野議員が一般質問で追求)

◆20年9月18日

- ・決算審査特別委員会
(監査委員から審査意見を聴取)

◆20年9月22日

- ・緑の苑調査特別委員会
(町長が不信と混乱を陳謝)

◇20年10月1日

- ・栄養ケアをスタート
(介護報酬の請求を開始)

◇20年10月7日

- ・代表監査委員が辞任願を提出

◆20年10月15日

- ・決算審査特別委員会の講評
(一般・介サ会計の不認定を報告)

◇20年10月15日

- ・町長が代表監査委員の辞任を承諾

◆20年10月17日

- ・議員協議会を開催
(代表監査委員の辞任について)

◇20年11月10日～12日

- ・監査委員が行政監査を実施

◇20年11月12日

- ・監査委員が行政監査報告書を提出

◆20年11月17日

- ・臨時会を開会

(◆は議会の動きを、◇は議会以外の動きを表します)

平野監査委員 自分自身で判断、必要だから行政監査した

当事者としての見解は

監査事項ではないのか



5 佐々木甲子

平野監査委員に見解を求める



③栄養ケアの体制が整つた17年10月には、実施できる状況にあつたと認識している。

入所者家族の立場で

大江議員 栄養ケアを直ちに実施できないことを、町は説明会や書面などで周知してきました。家族が入所している貴方は当然に知り得たはずだが、なぜ、これまで問題を指摘してこなかつたのか。

平野監査委員 この問題を知別委員会に説明した際のこと。私は理解している。

再入所者や家族には、こと

◆栄養ケア・マネジメント 特別養護老人ホームなどの施設に入所している高齢者に対して、栄養状態や摂食状況に応じ、一人ひとりのプログラムをつくり栄養改善を行うこと。栄養面で改善すべき事項を整理した計画を作成し、月に一度、計画の進捗状況を確認しながら、必要な場合には計画の見直しも行う。介護保険法の改正により17年10月に制度化されたが、実際に導入するかは各施設が判断することになっている。

栄養ケアの同意

平野監査委員 監査委員としてコメントする立場はない。監査委員も議員も公職の立場にあり、町民に対する説明責任がある。誠意を持つて答弁されたい。

平野監査委員 監査委員に対する質問であり、監査委員としてお答えできるものは答弁している。

大江議員 10月1日開始の栄養ケアに、今も同意していない方がいる。平野監査委員は同意したのか。

栄養ケアの同意

平野監査委員 町からの通知を一々見てはいない。自分自身、知らなかつたのが事実。

ければ介護報酬の請求はできない。町に違法な行為を求める報告との認識はないか。

④仮に、19年4月から栄養ケア加算の介護報酬を請求した場合、事業者である町にはどのような影響が出るのか。

⑤栄養ケアは任意事業ではないと指摘しているが、その考え方を説明されたい。

ある毎に町から説明があつた。公職にある者が自らの責任を果たすことなく、公然と町の批判を繰り返すことに何も感じないのか。

平野監査委員 ①法的に認められており、問題はないと認識している。

②法令等の定めるところにより適正に執行されているかを監査した。監査の必要性は自分自身の判断に基づく。

③栄養ケアは体制加算で、その体制が整つたのは19年4月と認識している。町には利用者に対するサービス提供の遅れを指摘した。

⑤福祉行政は費用対効果を念頭に置いて考えるべきもので

はいろいろある。

③当時から体制は整つており、監査委員室長

①緊急性のある場合を除き、定数の充足を待つて監査すべきだが、緊急性は監査委員が自ら判断することになる。

副町長 ④要件が整つていな

い請求行為は、改善命令や介護報酬返還措置などのペナル

ティを受ける。悪質と判断さ

れた場合、施設の指定取り消

しもあり得る。

大江議員 ②なぜ、具体的に緊急性を説明しないのか。監

査委員としての立場を守るた

めに行つたのではないか。

③行政監査の聴き取り記録によると、制度化された17年10月から介護報酬の請求ができる

大江議員 ②あくまでも緊急性は自分の判断。

考え方

はいろいろある。

③当時から体制は整つており、監査委員による公然たる非行と

介護報酬は請求できた。

③要件を満たして

受けた場合、施設の指定取り消

しもあり得る。

大江議員 ③行政監査には誠意を

持つて対応したが、監査委員

には町の説明を理解いただけ

なかつた。上級官庁に見解を

求めることについても、検討

していきたい。

行政監査報告（要旨）

町は、17年6月の介護保険法の一部改正時に、早期に栄養ケア・マネジメントの加算算定を実施することにより、事業経営の収入増につながる認識をもっていたが、栄養ケア・マネジメント実施の届出の要件である体制整備に関して、その内容、手法を模索していた。

19年4月に栄養ケア・マネジメント実施の届出に向けて取り組んだものの、届出には至っていない。

20年8月7日の届出で受理されている。

20年9月4日の網走保健福祉事務所への照会によると、体制の整つた19年4月1日が算定を認められる時期であった。

これらの理由により、手続き次第によっては3年間かかるまで実施できたはずである。結果として3年間、実施が遅延した。

栄養ケア・マネジメントサービスは任意事業ではなく、住民の福祉向上の観点から実施すべきことと認識している。費用対効果が実施しないという理由にはならない。

現在、この栄養ケア・マネジメントの取り組みは既に実施されていることから、今後はこのようなことがないよう、適切に事務を進められたい。

行政監査報告

